

平成19年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成19年11月26日(月) 午前8時30分～午前10時02分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告(企画部)
 - (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)
 - (3) 10か年実施計画(平成20～29年度)の要望状況について(企画部)
- 3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。

11月3日には、市制施行70周年記念事業の中で重要なウエイトを占めます記念式典が、無事終了しました。ご協力いただいた部局長さんをはじめ職員皆さん、大変ご苦労様でした。記念事業は、これからも、昭和レトロ展、NHKのど自慢などが年度内に続きますが、市民の皆様と70周年をお祝いできるような、節目の年となるよう、よろしく願いいたします。

また、12月議会が、来週火曜日に開催されます。会派説明も先週終了したとのことですが、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 市議会定例会提出議案について

市長 市議会定例会提出議案についてですが、最初に会派説明の報告を、企画部からお願いします。

<別添資料「第5回新居浜市議会定例会議案概要」、「平成19年度12補正予算案の概要」、「水道・工業用水道事業会計補正予算概要」に沿って説明>

< 企画部長 >

先週、会派説明を行った。案件は12月補正予算の概要、そして、この12月議会に提案している新市建設計画及び過疎地域自立促進計画の変更について、3つ目が新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合が今年度末をもって解散することから、その解散に伴う関連議案と新居浜・西条地区広域行政圏協議会の設置について、この3点についてご説明を申しあげた。

それでは、会派説明の結果について、まず、12月補正予算の概要から質疑が出た点をご説明する。自民クラブからは、「今回、国民保険事業会計等で自動車を購入することとしているが、国保課はそんなに車両が不足しているのか。」というような質問と併せて、新居浜市全体の車両状況について質疑があった。二つ目は、今回、尻無川改修関連の橋りょう整備事業について減額予算を組んでいるが、このことについても、「半分近く事業費が減額する理由は何なのか。」、こういった質問があった。また、公明党議員団からは、「農地・水・環境保全向上対策事業費について減額予算を組んでいるが、その理由はなになのか。」という質問があった。このことについては、同じく、他の会派からも質問があり、今回の委員会審議の中で、質疑がなされるものと思っている。

次に、新市建設計画の変更についてであるが、これについては、自民クラブから、「上部東西線の着手年度を早めてほしい。」というようなことと、「合併特例債を十分に充当できないのではないか。」というご意見等があった。また、今回の新市建設計画の変更で、「別子山の活性化策について、どのように対応できるのか。」というような大きな質問も出た。この辺りも、今回の議会の中で質問があらうかと思うので、よろしくお願ひしたい。

最後の新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、「広域行政圏協議会を事務組合に替わって設置することについて、設置の必要性があるのか。」という質問があった。これについては、企画部で対応したいと考えている。

簡単であるが、会派説明の報告は以上である。

市長 はい。では、提出議案について、議案概要に沿って、総務部、建設部と順番に説明をお願いする。

< 総務部長 >

総務部からは、報告第15号、議案第73号及び追加提出予定の議案について説明する。

まず、報告第15号、専決処分の報告について。議案書の1ページ、2ページをお目通し願ひたい。本件は、平成19年7月31日午後4時ごろ、市道新居浜港田の上線、高津町の路上において、課税調査のため公用車で移動中の職員がハンドル操作を誤り、相手方の自宅の門扉等に衝突し、損壊させた事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、擁壁、門扉等の改修に要する費用72万円と決定し、平成19年9月25日、専決処分をいたしたので、報告するものである。なお、損害賠償金については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により支払われることとなっている。

次に、議案第73号、新居浜市長の退職手当の特例に関する条例の制定について。議案書の31ページをお目通し願ひたい。本議案は、この条例の施行の日において、現に市長の職

にある者の退職手当については、新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例第2条の規定にかかわらず、支給しないこととするため、条例を制定しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している議案について。議案概要の追加提出予定をお目通し願いたい。まず、人事院勧告に伴う給与関係条例の改正についてである。新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新居浜市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴い、期末手当を引き上げるための所要の改正を行おうとするものであるが、現在、検討中であり、まだ確定はしていない。次に、新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、1級、2級、3級の一部の給料月額を引き上げ、子等にかかる扶養手当の支給月額の500円の引き上げ、勤勉手当の0.05月引き上げを行うため、所要の改正を行おうとするものである。これについても、現在、検討中である。

次に人事議案であるが、3件を予定している。まず、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員神野和彦氏及び神野秀夫氏は、平成19年12月23日をもって任期が満了するので、新たに委員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。次に、教育委員会の委員の任命については、新居浜市教育委員会の委員宇野征一氏及び太田恵理子氏は、平成19年12月23日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員高橋正明氏、藤田幸司氏及び遠藤敦子氏は、平成20年3月31日をもって任期が満了するので、新たに委員の候補者の推薦を必要としたため、議会の意見を求めるものである。

<建設部長>

建設部から、報告第16号、第17号及び第18号の専決処分の報告3件、及び議案第75号について説明する。

まず、報告第16号、専決処分の報告については、訴訟上の和解についてである。議案書の3ページ、処分書4ページから7ページをお目通し願いたい。本件については、平成19年8月10日に4件、9名を被告として市営住宅明渡等請求事件の訴えの提起をしていたが、この内、入居者2名及び連帯保証人1名については、裁判で審理する中で裁判所から訴訟上の和解の勧告がなされ、専決処分第9号の入居者1名及び連帯保証人1名については、市営住宅を明渡して滞納家賃は分割支払いするというもの、また、専決処分第12号の入居者1名については、滞納家賃を全額一括支払いし、入居を継続させるという提示があった。これに基づき訴訟代理人との協議において、住宅を明け渡すか、全額支払いということでの市の基本的な事項が最低限確保されたことから、和解に応じたものである。なお、残りの入居者2名及び連帯保証人4名については、判決確定日をもって、明け渡し事務を進めていく予定である。

次に、報告第17号専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定についてである。議案書の8ページ、処分書9ページをお目通し願いたい。本件は、平成19年7月17日正午頃、市道駅前東西線・坂井町二丁目甲3280番1地先路上において、自転車で走行中、路面と道路側溝との段差箇所に前輪が引っ掛かり、転倒し、負傷した方に係る損害賠償の額を10万8,210円と決定し、専決処分をいたしたものである。路面と道路側溝との段差箇所については、通報を受けた翌日舗装補修を行った。損害賠償の額については、三井住友海上火災保険株式会社の査定に基づき、当事者と協議した結果、治療費等として損害賠償金10万8,210円を支払うことに決定した。なお、損害賠償金は、三井住友海上火災保険株式会社より全額支払われている。

次に、報告第18号、専決処分の報告についても、損害賠償の額の決定についてである。議案書の10ページ、処分書11ページをお目通し願いたい。本件は、平成19年7月26日午後11時頃、市道西原北通り線・西原町二丁目7番38号地先路上において、東進中の軽自動車路面の陥没箇所に落輪し、車両を損傷した方に係る損害賠償の額を3万5,280円と決定し、専決処分をいたしたものである。損害賠償の額については、全国市有物件災害共済会の査定に基づき、当事者と協議した結果、車輛修理費3万5,280円を支払うことに決定した。なお、損害賠償金は全国市有物件災害共済会より全額支払われている道路の安全管理については、日頃より定期的なパトロール等による確認を行っているが、今後においても、危険予知に心がけると共に危険箇所の早期発見、早期対応に努めていく。

報告第16号から報告第18号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものである。

議案第75号、新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の33ページから39ページまでをお目通し願いたい。本議案は、本年4月に、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生するなど、全国的に公営住宅において暴力団員による不法・不当行為等の事例が発生していることを受け、6月には、国土交通省から「公営住宅における暴力団員の排除について」の基本方針が示されたことから、本市においても、同基本方針を踏まえ、市営住宅及び市営活性化推進住宅から暴力団員を排除し、他の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、市営住宅条例及び市営活性化推進住宅条例の一部を改正しようとするものである。また、県内においても、愛媛県が10月に県営住宅管理条例を改正し、来年1月から施行するほか、県内の全市町においても、今年度中に公営住宅からの暴力団員の排除を目的とした条例改正を行うと伺っている。改正の主な内容についてご説明する。まず、第1条による新居浜市市営住宅条例の一部改正についてである。第6条に規定する市営住宅の入居資格について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。」を新たに規定するとともに、第7条及び第8条に規定する改良住宅及び特定公共賃貸住宅の入居資格についても、同様の規定をいたすものである。この他、第16条及び第17条に規定する同居や入居の承継についても、暴力団員である場合は、その承認をしないこと、また、第48条第1項に規定する明渡請求をすることができる要件に、「暴

力団員であることが判明したとき。」を規定するものである。また、新たに追加する第74条において、入居の決定をしようとするとき、入居者や同居者について特に必要があると認めるときは、新居浜警察署長に、暴力団員であることの該当の有無について、意見を求めることができることといたしている。次に、別表の改正については、共同施設の老朽化による治良丸団地及び治良丸南団地の集会所の撤去に伴う改正である。

次に、第2条による市営活性化推進住宅条例の一部改正について。市営活性化推進住宅条例についても、市営住宅条例と同様に、入居資格、同居及び入居の承継の承認、明渡請求等に係る規定について、暴力団員を排除するため、所要の規定を整備いたすものである。また、附則においては、それぞれの条例の改正に伴い必要な経過措置を規定している。今回の改正により、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給された公営住宅に暴力団員が入居する結果として、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されることを未然に防止し、入居者の安心かつ安全な居住環境を確保するとともに、一層の公営住宅の適正な管理に努めていく。なお、暴力団員の排除に関する改正については、平成20年4月1日から施行し、それ以外の改正については、公布の日から施行したいと考えている。

<企画部長>

企画部からは、議案第67号から71号の一般議案、議案第77号から第80号の予算議案について説明する。なお、追加提出を予定している議案として、新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、補正予算議案を考えている。

まず、議案第77号から第80号までの12月補正予算の議案について説明し、その後、新市建設計画、過疎地域自立促進計画、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合関係の議案を説明したい。

お手元に配布している平成19年度12月補正予算案の概要にて、補正予算議案の説明させていただきます。今回の補正予算は、私立保育所施設整備事業の公共事業をはじめ、公園整備事業、尻無川改修関連橋りょう整備事業等の単独事業のほか、愛媛県後期高齢者医療広域連合費、企業立地促進対策費等の施策費及び7月14日の災害復旧費並びに補償金免除繰上償還に係る長期債元金償還金等の経常経費について、予算措置いたすものである。この結果、一般会計では補正額16億4,916万2千円の増、これを前年度同期と比較すると、11億5,379万6千円、2.8%の増となっている。また、特別会計では、公共下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計の3会計について、それぞれ補正いたしている。この結果、一般会計、特別会計を合わせた補正額は、43億6,425万円の増、補正後の予算総額は895億6,733万1千円であり、対前年度同期と比較すると、39億3,057万円、4.6%の増となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業についてご説明申し上げます。2ページをお開き願いたい。まず、公共事業としては、私立泉川保育園の改築に伴う、国の平成19年度次世代育成支援対策施設整備交付金の内示により、新居浜市私立保育所施設整備補助金を追加する私立保育所施設整備事業であり、1億252万5千円の追加となっている。次に単独事業である。公園整備事業については、全国的に公園施設での事故が多発している状況を踏まえ、類似事

故の再発を防ぐために安全点検及び安全確保の更なる徹底に努めるため、不足する施設修繕費を追加するものである。3ページをご覧願いたい。会派説明で自民クラブ等から質問が出た事業であるが、尻無川改修関連橋りょう整備事業については、愛媛県が実施している桜内橋架け替えに伴う補償費の実績減により、新居浜市負担分として支出する工事委託料を1,458万9千円減額するものである。多額の減額であることから、委員会等での審議については、よろしく願いたい。次の自動車購入事業については、後期高齢者医療制度の4月実施に伴い新たに生じる事務を円滑に進めるため、軽四自動車を1台購入するものである。単独事業費はこれらの事業で、1,268万1千円の減額となっている。

次に、施策費である。愛媛県後期高齢者医療広域連合費は、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度の準備に係る事務費を追加するものである。4ページをお開き願いたい。地域生活支援推進費は、愛媛県障害者ピアサポート強化事業費補助金を活用して、障害者生活支援センターで実施する、仲間づくりや地域交流のためのパソコン教室開催に必要な設備を整備し、地域における相談支援体制の充実を図ろうとするものである。次の母子保健推進費は、妊婦健康診査の受診率を上げ、母体及び胎児の健康確保を図るため、20年4月から妊婦健康診査の公費負担回数を、これまでの2回から5回に拡充するために必要なシステム改修費等を追加するものである。次に、企業立地促進対策費であるが、企業立地促進条例に基づく本年度の奨励金交付対象事業及び交付予定額が確定したことにより、企業立地・新規雇用等に対する奨励金を追加するものである。5億110万8千円を追加し、補正後は5億5,110万8千円となる予定である。次に農地・水・環境保全向上対策事業費について。これも会派説明で質問が出たが、この事業は、農業者の高齢化や非農業者混住化等の状況に対応し、農地・農業用水等の資源や環境の保全を行うものである。当初予算は259万4千円で5地区での活動を予定していたが、吉岡泉土地改良区及び大島土地改良区が辞退し、3地区での実施となったことから、補助金及び事務費を減額するものである。施策費は、これらの事業で5億1,946万円の増となっている。

次に、経常経費である。地方債の償還経費が地方財政を圧迫している現状に対応するため、国の平成19年度地方財政対策として、地方財政健全化のための臨時特例措置として、財政健全化計画等を策定し、承認された地方公共団体は補償金免除繰上償還が認められることとなっている。これに対応するため、長期債元金償還金及び公共下水道事業特別会計繰出金を措置いたしている。一般会計では1億2,067万4千円で、全額償還する。公共下水道事業特別会計においては26億9,991万5千円で、18億円を借り替えて、8億9,991万5千円は一般財源をもって償還していくとするものである。経常経費はこれらの事業で、10億6,648万1千円の増となっている。

6ページをお開き願いたい。災害復旧費である。これは、7月14日の台風4号により被災した林業施設災害復旧費で、西種子川線、土山線等林道6路線11箇所の崩土除去工事等に対する補助金337万7千円を追加いたしている。災害復旧費は、この他、耕地災害復旧費の補正減により、2,662万3千円の減となっている。これらの事業を賄います財源については、表に示しているとおりである。

次に、議案第78号の平成19年度新居浜公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。今回の補正は、26億9,991万5千円の追加であり、補正後の予算総額は、86億6,499万1千円といたすものである。これを前年度同期と比較すると、28億1,346万9千円、48.1%の増となっている。内容は先ほど説明したとおりで、建設事業費の組替えと、主には補償金免除繰上償還に係る長期債元金償還金の追加である。

次に、議案第79号、平成19年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。今回の補正は595万3千円の減額であり、補正後の予算総額は137億3,901万9千円といたすものである。これを前年度同期と比較すると、5億8,844万6千円、4.5%の増となっている。内容は、平成20年度から実施する特定検診の準備経費等を追加し、及び平成18年度事業の精算に伴う償還金の減額等をいたすものである。

次に、議案第80号、平成19年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について。今回の補正は、2,112万6千円の追加であり、補正後の予算総額は143億2,752万6千円といたすものである。これを前年度同期と比較すると、10億8,615万2千円、7.0%の減となっている。内容は、平成18年度事業の精算に伴う償還金の追加等をいたすものである。予算議案については、以上である。

では、戻っていただき、議案第67号、新市建設計画の変更について説明する。議案書の12ページから14ページである。新市建設計画は、平成15年4月の新居浜市と旧別子山村との合併に当たり、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、均衡ある発展に資することを目的に、平成14年10月に新居浜市・別子山村合併協議会において作成した計画である。計画期間は平成15年度から19年度までの5か年を前期計画とし、平成20年度から24年度までの5年間を後期計画としていた。しかしながら、後期計画の具体的施策については適正な時期に見直すということにしていたことから、後期計画が始まる20年度を目指し、今回、新市建設計画の変更を行うものであり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。変更内容等については先の庁議で説明していることから、簡単に説明させていただく。参考資料としてお手元に配布している「新市建設計画変更に係る新旧対照表」をご覧いただきたい。該当ページと項目名、そして左覧が変更後、右覧が現行を記載している。まず、1ページ中ほどにある「計画策定の方針」である。先ほど計画期間を平成15年度から24年度までの10か年計画と説明したが、合併特例債が25年度まで使用できるということで、計画期間も当初の10年間から11年間の25年度までとし、後期計画の期間を20年度から25年度までの6年間としている。次に3ページの「自然環境の保全と活用」について。具体的施策で、現行の「地球温暖化防止森林管理システムモデルづくり事業」から「地球温暖化防止森林環境保全整備事業」に変更しており、いわゆる、システムづくりから森林の施業に係る費用に置き換えたものである。次に4ページの「都市基盤の整備」について。施策の方針の「情報・通信の整備」として、新たに「地上デジタルテレビ放送への対応」を追加し、別子山地域における地上デジタルテレビ放送の難視聴対策を検討し、アナログ放送が終了する平成23年7月までに整備を行おうとするものである。また、「ブロードバンドアクセスネットワークへ

の対応」も追加し、ブロードバンドゼロ地域の解消に取り組むため、別子山地域におけるブロードバンド整備の手法を検討し、整備を行うこととしている。次に、5ページの具体的施策の「支所庁舎等サービスの維持・整備」について。変更ではないが、お願いしたいことがある。別子山支所整備事業が計画の中に入っているが、今のところ具体的な検討がなされていない。今後、平成25年度までにどういった方向性を出すのか担当部局と詰めていきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。6ページの項目「生活環境の整備」の「飲料水の安定供給」について。別子山地域における水道施設については簡易水道整備を行うこととしていたが、住民の皆様との協議により、通常の飲料水供給施設として整備を行うこととした。概算事業費は5億6,500万円程度で、別子山地域の飲料水の安定供給を図ってまいりたいと考えている。次に8ページの項目「産業の振興」の具体的施策について。現行と変更されていないが、「筏津山荘改築事業」については議会等で質問が出ている。改築の方向性がまだ確定していなく、今後積極的に会を重ねながらあるべき姿を検討し、筏津山荘の改築に着手してまいりたいと考えている。最後に、新市建設計画の全体の総事業費について。14ページの最下覧右端に記載しているが、217億8,061万9千円である。財源としては、国から61億円余り、県から2億6千万円余り、合併特例債が115億3千万円、過疎債が7億8千万円、一般財源が9億2千万円、また基金からの繰入等20億円を充当して、確保してまいりたいと考えている。以上、新市建設計画の主な変更点と問題点をご説明したが、この計画変更に係る所要の手続きとしては、本年7月6日に別子山地域審議会に諮問を行い、その後、地域審議会での審議を経て、8月24日に「新市建設計画変更における施策が別子山地域住民の福祉の向上、地域の活性化につながるものとして、おおむね妥当であると認める。」旨の答申をいただいている。

次に、議案第68号、新居浜市過疎地域自立促進計画の変更について。議案書の15ページから16ページをお開き願いたい。変更内容等については新市建設計画の変更と整合性をとっているということで省略させていただき、改正の理由についてのみご説明する。現行の過疎地域自立促進計画については、平成15年4月の旧別子山村との合併後も、別子山地域については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定に基づき、引き続き過疎地域とみなされることから、平成16年12月に17年度を初年度とし21年度までの5か年を計画期間とする過疎地域自立促進計画を定めたものである。今回、この過疎地域自立促進計画を変更する理由としては、先ほどご説明した新市建設計画の事業の一部を本計画に掲載していることから、新市建設計画の変更との整合を図るため、本計画についても変更を行おうとするものである。

次に、議案第69号、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散について。議案書の17ページから18ページをお目通し願いたい。新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合は、昭和48年9月、新居浜市、西条市、東予市、小松町、丹原町及び別子山村を構成団体とする一部事務組合として設立され、広域市町村圏計画の策定、第2次救急医療体制を確保するための病院群輪番制病院運営費補助事業等に係る事務、別子ハイツ自然学習館及び新居浜・西条地区青少年センターの管理運営、また構成団体職員の研修など圏域に係る事務の共同処

理を行ってきた。しかしながら、市町村合併により、平成15年4月には新・新居浜市が、また平成16年11月には新・西条市が誕生し、組合の構成団体は2市のみとなったことから、組合存続の必要性や組合が共同処理する事務について、これまで検討を重ねてきた。今般、両市において、それぞれ市の事務として引き継ぐ体制が整ったほか、広域行政圏計画の策定及び連絡調整に係る事務及び病院群輪番制への補助等の事務については、新たに設立する協議会において事務を執行することについて、両市の協議が整ったことから、平成20年3月31日限り、本組合を解散することとしたものである。

次に、議案第70号、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について。議案書の19ページから21ページをお目通し願いたい。本案は、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についてである。まず、本市に帰属させる財産について説明する。1番目に公有財産として、別子ハイツ自然学習館である。鉄筋コンクリート造陸屋根2階建の本館及びコンクリートブロック造平家建の物置で、付帯する設備等を含んで本市に帰属させることとしている。これらの建物は、昭和49年に建築したものである。2番目に物品として、別子ハイツ自然学習館及び事務局の事務用機器及び調理用機器等の備品である。3番目にその他として、別子ハイツ自然学習館本館を平成元年に増築した際に郵便局の簡易生命保険積立金を借り入れた長期債1千9百70万円の元利未償還金である。本市へ帰属時の元利未償還額は、元金361万264円及び利息30万7,340円の計391万7,604円であり、完済期限は平成22年3月となっている。次に、西条市に帰属させる財産である。1番目に公有財産として、新居浜・西条地区青少年センターである。2番目に物品として、新居浜・西条地区青少年センターの事務用機器等の備品である。最後に、新居浜市及び西条市の両市に帰属させる財産として、新居浜・西条地区広域市町村圏職員退職手当基金条例の規定に基づき積み立てられていた退職手当基金である。財産処分時の残高は7万385円であり、両市で折半することとなっている。

次に、議案第71号、新居浜・西条地区広域行政圏協議会の設置について。議案書の22ページから28ページをお目通し願いたい。新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合を解散することに伴い、これまで、同組合が執り行っていた事務の一部を引き続き共同して処理を行うことについて、新居浜市及び西条市で協議が整ったことから、地方自治法第252条の2第1項の規定により、規約を定め協議会を設置するものである。本規約は、26条から構成され、規約の内容については、まず、第1条において、協議会の名称を、新居浜・西条地区広域行政圏協議会として設置をすることとしている。次に、第2条において、協議会を設ける普通地方公共団体を新居浜市及び西条市としている。第3条では、協議会の担任する事務として、広域行政圏計画の策定に関する事、同計画に係る事務事業の連絡調整に関する事、病院群輪番制病院運営費補助事業等に係る事務に関する事、その他広域行政の推進を図るために必要な事務に関する事、これら4事務を掲げている。次に、第4条において、協議会の事務所について、会長の属する市の庁舎内に置くこととしている。第5条から第7条において、協議会の組織並びに会長、副会長及び委員の選任方法について規定している。協議会は、会長、副会長及び委員4人をもって組織し、会長及び副会長は、関係市の長が協

議して定めた市長を充てることとし、委員4人は関係市の長が協議し、関係市の長の補助機関である職員のうちから選任することとし、委員は非常勤としている。よって、今回の協議会には議員さんが入っていないく、職員のみで構成するということが一部事務組合との違いである。なお、会長、副会長及び委員の任期は、2年となっている。その他、会議の運営、経費支弁の方法、出納員を置くことなど規定をしているが、後でお目通し願いたい。

なお、議案69号から71号までの3議案については、西条市においても同一内容の議案をご審議いただき、議決が得られたものをそろえて、県知事へ広域市町村圏事務組合の解散及び広域行政圏協議会の設置について届け出る手順となっている。

<教育委員会事務局長>

議案第72号、新居浜市立小学校及び中学校設置条例及び新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、先般、学校教育法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことから、所要の条文整備を行うものである。

<市民部長>

議案第74号、新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の32ページをお目通し願いたい。手数料条例第5条第2項では、戸籍事項の証明に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定した法律の規定に該当する者から、手数料を徴収しないことを定めている。今回の改正は、従前、日本国がドイツ連邦共和国、ベルギー王国、フランス共和国などと締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合し、社会保障協定に係る法制の簡素化と社会保障協定の適確かつ円滑な実施を図るための社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律が、本年6月27日に公布され、その第103条において、戸籍事項の無料証明に係る規定が設けられたことに伴い、所要の条文整備をいたすものである。改正の内容としては、手数料条例第5条第2項第23号を社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第103条の規定に該当する者に改めようとするものである。なお、この条例の施行日であるが、当法律が平成20年3月31日までの間において政令で定める日から施行することとされていることから、当該法律の施行の日から施行したいと考えている。

<環境部長>

議案第76号、新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の40ページ及び参考資料の14ページをお開き願いたい。本議案は、平成5年4月に供用を開始した磯浦町の最終処分場を平成20年3月末をもって閉鎖し、菊本町二丁目沖に建設をすすめていた最終処分場が同年4月から供用を開始することに伴うものである。改正の内容としては、条例第2条に規定している処理施設のうち、最終処分場の位置を菊本町二丁目817番2地先に改めるものである。新しい最終処分場は、埋立ての面積が2万4,000平方メートル、容量が36万3,116立方メートルとなっている。主な施設としては、管理棟、倉庫、操作棟、積込設備、投入台船等となっている。また、施設に埋め立てられるごみは、主に家庭から排出される陶磁器類、ガラス、ブロック片等となっている。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

<水道局長>

議案第81号、平成19年度居浜市水道事業会計補正予算及び議案第82号、平成19年度居浜市工業用水道事業会計補正予算について説明する。

補正の内容は、国の平成19年度地方財政対策において地方債の繰上償還に係る措置が講じられたことに伴い、企業債の繰上償還金を追加し、国債の購入費に予定している資金を償還財源に振替えるため、投資有価証券を減額するものである。現在、国へ水道事業及び工業用水道事業の経営健全化計画を提出しており、計画承認時期は12月の予定となっている。承認されると、3月の指定日に繰上償還することになる。繰上償還額は、水道事業会計が3億3,298万7千円、工業用水道事業会計が1,768万1千円である。また、支払利息の軽減額は、水道事業会計が7,279万9千円、工業用水道事業会計が544万7千円である。

水道事業会計の補正内容は、資本的収入の企業債を7,160万円減額し、資本的支出については、投資を4億円減額し、企業債償還金は当初予算と繰上償還額との差額2億1,121万1千円を追加し、計1億8,878万9千円を減額するものである。資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億7,228万3千円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,051万5千円等で補てんするものに改めるものである。

次に、工業用水道事業会計の補正内容は、資本的支出の投資を1億円減額し、企業債償還金を1,768万1千円追加、計8,231万9千円の減額補正である。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億802万6千円は、過年度分損益勘定留保資金1,669万6千円等で補てんするものに改めるものである。

市長 企画部。補償金免除繰上償還による効果、利息軽減は、どれぐらいなのか。
企画部長 普通会計の利子軽減額が約1,300万円、公共下水道事業特別会計では約27億円の繰上償還対象額のうち、18億円の借換を行った場合概ね5億6,200万円程度であり、二つの事業で、5億8千万円ほどの軽減となる。

市長 3年間実施した場合の全体では、どうなるのか。
企画部長 平成20、21年度にどれだけ借り換えを行うのか、まで決めていない。財源の余裕がどれだけあるかで決めることとしている。国が示している対象となる繰上償還総額は、普通会計と特別会計で66億6,300万円ほどあり、仮に、平成20、21年度分について全て借り換えしないで繰上償還した場合は、平成19年度から21年度までの3年間で、約18億円の利子軽減となる。

市長 66億6,300万円には、水道局の分も含まれているのか。
企画部長 水道局は入っていない。なお、繰上償還できる額については、国の承認を得なければならない。また、今回は税収の伸びと減債基金の取り崩し及び公共下水道事業特会分の一部について借換債で返す予定であるが、来年度以降、償還できる財源があるのかどうか不確定な要素がある。基本的には、借換債の活用を考えている。

市長 預金しておいても、たいした利息がつかない。高い利息の借金は返した方が、財政的には有効である。

企画部長 5～7%の利息で借りた分を、2.5%程度の利息に借り換えて返そうとするもので、できる限り財源を確保したいと考えている。

市長 新市建設計画については、事業内容が確定していないものも入っており、議論のあるところであるが、整理をしておいてほしい。企画総務委員会では、全て企画部が答えることになるのか。

企画部長 詳細な資料はいただいているので、答えられる範囲では全てお答えしたいと考えている。

市長 他に質問等あるか。
ないようなら、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてですが、過去の議会答弁課題で、特に進捗した項目、遅滞している項目など、今回報告が必要と考える項目について、項目を絞って簡潔に報告をお願いしたい。企画部から順番にお願いします。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って、企画部・総務部・福祉部・市民部・経済部・建設部が報告。> (報告省略)

市長 質問等あるか。
ないようなら、時間もないので、次の議題に移る。

(3) 10か年実施計画(平成20～29年度)の要望状況について

市長 10か年実施計画の要望状況について、企画部から説明をお願いします。

<別添資料「10か年実施計画要望状況」に沿って、>

<企画部長>

11月9日を提出期限として各部局より要望していただいた、平成20年度から29年度の10か年実施計画の要望状況について、ご報告しておきたい。

今年も枠配分方式をもちいたが、一般財源の10年間の枠配分総額461億2,787万6千円に対し、要望総額は596億6,555万4千円で、枠を越えた要望額が135億3,767万8千円となっている。年間当たり13億5千万円程度の枠外要望となっているが、企画部としてはやむを得ないとして、お受けしたものである。お断りをしたものもあるが、基本的にはお受けして、査定の中で財源枠の中におさめていくとしたものである。しかしながら、非常に困難な状況であるため、この庁議で要望状況をご説明させていただきたいと考えた次第である。今、枠外要望総額は135億3,767万8千円とご説明したが、経常経費からの移行分、そして経常経費の削減や新たな財源の確保等の要素を除くと、一般財源の純増、新たな実質的な増加額は32億3,955万4千円となっている。ただし、この額には、環境部の家庭ごみ有料化による財源確保見込み分は考慮しておらず、家庭ごみの有料化時点で、この額は減額されるものと考えている。また、教育委員会からお話がある人件費削減による財源確保についても考慮していないので、さらに圧縮するものと考えており、これらを試算すると、一般財源の純増は20億円程度になるうかと考えている。10月1日の庁議においてご説明したが、9月見直しの10か年財政計画では約20億5千万円の財源不足

であることから、全てを認めると、来年度の10か年財政計画では倍近い財源不足となるのではないかと考えている。しかしながら、今後の精査、そして、先ほどご説明した補償金免除繰上償還による財源確保、また市税が確定したときにはもう少し伸びるのではないかと、いわゆる歳入の増、歳出の減が押さえ込めていないので最終結果を待つこととなるが、今現在での状況は以上のとおりである。また、今回、まちづくり支援枠として、平成20年度から22年度までの3年間について、既存事業ではなく新たな市民要望へ対応する予算を要望していただくということで、年2億円、3年間で概ね6億円の枠をお示ししたが、現在のところ3億9,193万8千円の要望となっている。これについては、市長プレゼンテーションを経て採択の可否を決めていくことになるが、この分を含めると36億3,149万2千円の一般財源の純増となる。よって、平成25、26年度あたりまでは、財政調整基金を取り崩しながら何とか収支を整えていけるとは考えているが、それ以降については、何らかの抜本的な措置を取らなければならない状況にならうかと考えている。なお、市債残高が、現在約900億円であるが、平成25、26年には780億円ぐらいまで減らうかと考えている。そこまで払い戻せるのかということは改めて試算をする必要があるが、この減額分120億円を仮に従前どおりお金を借りていけばという、このような絡みもあるので、最終的には20年度以降に精査した数字をお示しして、改めて議論をさせていただきたいと考えている。

最後になるが、今回の10か年実施計画の要望においては、当初の3か年は確実に精査していただきたいとお願いしていたが、各部局、精査できていない事業が多々見受けられる。あらためて部局長さんの強いリーダーシップで、せめてこの3年間はしっかりとした計画を立ていただき、新たな歳出増等に結びつかない計画を出していただきたいということをお願いして、説明を終えたい。

市長 何か質問等あるか。ないようなら、私から皆さんに言っておきたいことがある。

12月議会で、市長、私の退職手当を支給しないための条例の制定を議案として提出することとしているが、「選挙に立候補して、私に市長をさせてくださいという者に、退職金はいらない。」というのが私の気持ちである。今まで3回否決をされ、前回は結局、愛媛大学に寄附をしたが、本来は予算の中で活かされることが最善の策である。もう一度提案をして議論をしていただき、議決されたら来年度予算で退職金を組む必要がない訳であるので、そのお金を他に活用できるということある。よって、時期としてもこの12月議会でと判断し、提出した。4回目と言われるが、議員さんも改選されたということで、仕切り直しと考えていただきたい。これについては、私もよく説明していきたいと考えている。

それと、この議会では、追加提出議案として人件費関係の議案を予定している。人事院勧告に伴うもので職員組合との協議もまだ済んでいないが、もう一つ、3年間手当て類をカットしてきたが、これについては3年間という時限で

約束をして行ってきたことであるから、当然3年が終われば、一度元に戻すべきであると考えている。3年前に比べて財政状況はどうかというと確かに改善もってきているが、まだ厳しいことには変わらない。ただ、そのまま続けていくのではなく、一度元に戻して、先ほど企画部長から10か年実施計画要望状況の中で大変厳しい旨の説明があったが、次の10か年実施計画を実現していくために、人件費についても、つまり職員数と給料をかけた額が人件費であるので、この両方できちんとした考え方を持っていく、来年、平成20年度はそういう協議や検討する年として、方向を出していきたいと考えている。こうすることで、20年度までの3年間の時限的な取り組みは、一度元に戻すこととしている。人事院勧告については職員組合と協議していくが、それとは別に21年度以降の在り方については、真剣に考えていって、方針を出していかないといけない。正直、人事院勧告のとおりというような時期には、なくなってきている。国と県の方針も違ってきており、愛媛県でも愛媛県の人事委員会の勧告が国と違ってきている。新居浜市は新居浜市としての、職員の数と給料、両方の面での決め方をきちんとしていかないと、これから先がもたない。そういう年に来年度はしたいと考えている。21年度以降はどうなるかわからないが、区切りとけじめは一度付けたいと考えている。

皆さん、行いたい事業については、きちんと理由付けを行い要望していただきたい。最終的には、その中から絞り込んでいって優先順位を決めていくことで、結果的には良いものができると考えている。議論は大いに行って、部局で実現したいことはどう主張して、最後はこちらで責任を持って選んでいく、切るのではなく選んでいくという作業をしていきたいと考えている。よろしくお願ひしたい。

では、これで第9回庁議を終わる。